

# レジデンストラック及び全ての国・地域からの 新規入国受入の手続きについて

<10月20日時点版からの主な変更点>

- ・質問票のリンクを掲載（P.15・17）
- ・医療保険について、日本の公的医療保険に関する説明を追記（P.26）
- ・問い合わせ先を一部変更（P.29）

**令和2年 11月 1 1日**

内閣官房  
出入国在留管理庁  
外務省  
厚生労働省  
経済産業省  
国土交通省

※最新の情報は、外務省HPをご確認ください。

**1. 制度の概要について**

2. 必要書類について

3. 企業・団体の皆様への要望事項等

# レジデンストラック及び全ての国・地域からの新規入国受入の手続きの概要

## 措置の概要・対象者

- **全ての国・地域からの新規入国受入（10月1日から開始）**：必要な防疫措置（受入企業・団体による「誓約書」の提出、入国後14日間の待機、公共交通機関の不利用等）を条件に、全ての国・地域からの新規入国を認める（観光等を除く）措置。  
対象者：当該対象国・地域に居住する者（当該対象国・地域の国籍保有者だけでなく、第三国国籍の者を含む）、短期商用及び就労・長期滞在（全ての在留資格）が対象。
- **レジデンストラック**：必要な防疫措置（受入企業・団体による「誓約書」の提出、入国後14日間の待機、公共交通機関の不利用等）を条件に、双方向の往来を再開する仕組み。  
※レジデンストラックの対象者については10月1日からビジネス上必要な人材（経営・管理、企業内転勤等）から、短期商用及び就労・長期滞在（全ての在留資格）へ拡大。  
※主に、成田、羽田、関西の3空港での受入れとなります。また、一部中部、福岡の2空港でも受け入れています。

## 対象国・地域

- レジデンストラック：ベトナム、タイ、カンボジア、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾、シンガポール、ブルネイ、韓国  
その他、感染状況が落ち着いている国・地域と協議・調整を開始しています。（豪州、ニュージーランド、中国、香港、マカオ、モンゴル）
- 10月1日からの措置での入国については原則として全ての国・地域が対象

## 利用条件

- 相手国の要請に応じ、出国前の検査証明、14日間の自宅待機等をお願いします

## 外国人入国者の利用条件

- レジデンストラックを利用する外国人は、誓約書及び質問票の提出が必要です。入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）の地域）から入国する場合は、出国前72時間以内に検査を受け取得した検査証明（又はその写し）を入国時に提出いただきます。
- 帰国後14日間の自宅等待機を前提とする邦人の方の場合は、誓約書等の追加的な書類提出は必要ありません（機内で配布される「質問票」のみ、到着空港の検疫に提出してください）。

注）現在、措置の具体的な内容について検討、対象国・地域との協議・調整を進めているため、実際の措置とは異なる可能性があります

# 邦人が相手国・地域へ渡航する場合のフロー

日本国内

## ①在京大使館等での査証発給申請

- 在京大使館等にて査証の発給を申請ください

健康モニタリングの実施

## ②検査証明の取得等

- 出国前に各国・地域が指定する時間内、検査方法等で、検査証明を取得していただきます。検査予約の際はTeCOT(海外渡航者新型コロナウイルス検査センター) もご利用いただけます。
- 国・地域によって検査証明の要件が異なりますので、必ず各国・地域の在京大使館等のHPなどで詳細をご確認ください。

出国

相手国内

## ③相手国内での活動

- 相手国・地域への入国・入境後は、現地政府の指示に従い、14日間の自宅待機等をお願いします

帰国

- 本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。

## ④空港での検疫

- 「質問票【機内で記入したもの】」を提出いただきます。

移動・待機

## ⑤14日間の自宅待機

- 入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）の地域）からの帰国者は本邦帰国時にCOVID-19に関する検査を受けて頂きます。検査結果の判明までは原則として空港内で待機していただきます。

14日後

## 通常活動への復帰

- 14日間の自宅待機をお願いします。（公共交通機関の利用は不可）

日本国内

# 外国人がレジデンストラック又は全ての国・地域からの新規入国措置（10月1日から開始）を活用し日本へ入国する場合のフロー※入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル3）の場合

相手国内

①在外公館での査証発給申請  
(誓約書等の提出)

- 在外公館での査証申請時に、日本側受入企業・団体が作成する「誓約書（写し）」を提出し、必要な防疫措置への同意を確認します。  
※誓約違反時には、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。
- 受入企業・団体は、アプリの導入・設定方法や必要書類について十分理解した上で、対象者も本措置の内容や誓約内容について理解できるよう、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。

健康モニタリングの実施

出国前14日間は検温を実施してください。  
健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。

②検査証明の取得等

- 出国前（搭乗予定航空便の出発時刻）72時間以内に検査を受検し、滞在国・地域の医療機関にて**検査証明を取得ください。**

入国

③空港での検疫・入国審査

- 【検疫】
  - 空港の検疫で「質問票【機内で記入したもの】」・「誓約書（写し）」を提出いただきます。
  - 接触確認アプリのインストール等に誓約いただいていることを確認させていただきます。
  - 検査証明（又はその写し）を持参していることを確認します。
- 【入国審査】
  - 検査証明の確認・回収をします。
  - 査証の確認をさせていただきます。
  - アプリインストール等を確認させていただきます。

移動・待機

④行動範囲限定下での活動

**本邦入国時にCOVID-19に関する検査を受けて頂きます。**検査結果の判明までは原則として空港内で待機していただきます。

14日後

通常活動の実施

- 入国後14日間、公共交通機関を使わず、自宅・宿泊施設等（個室、バス、トイレの個別管理ができる施設）で待機してください。
- LINEアプリを通じた健康フォローアップを行うとともに、地図アプリ等による位置情報の保存を行ってください。**
- 接触確認アプリを導入し、同アプリの機能を利用してください。**
- 有症状となった場合、滞在・移動を中止するとともに速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診してください。陽性の場合、濃厚接触者リストや保存された位置情報を管轄保健所に提供するなど、調査に御協力いただきます。

日本国内

# 外国人がレジデンストラック又は全ての国・地域からの新規入国措置（10月1日から開始）を活用し日本へ入国する場合のフロー※非入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル2）の場合

## ①在外公館での査証発給申請 （誓約書等の提出）

- 在外公館での査証申請時に、日本側受入企業・団体が作成する「誓約書（写し）」を提出し、必要な防疫措置への同意を確認します。  
※誓約違反時には、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。
- 受入企業・団体は、アプリの導入・設定方法や必要書類について十分理解した上で、対象者も本措置の内容や誓約内容について理解できるよう、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。

健康モニタリングの実施  
入国

出国前14日間は検温を実施してください。  
健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。

## ②空港での検疫・入国審査

移動・待機

### 【検疫】

- 空港の検疫で「質問票【機内で記入したもの】」・「誓約書（写し）」を提出いただきます。

### 【入国審査】

- 査証の確認をさせていただきます。

## ③行動範囲限定下での活動

14日後

通常活動の実施

入国後14日間、公共交通機関を使わず、自宅・宿泊施設等（個室、バス、トイレの個別管理ができる施設等）で待機してください。

- 地図アプリ等による位置情報の保存を行ってください。（推奨）
- 接触確認アプリを導入し、同アプリの機能を利用してください。（推奨）
- 有症状となった場合、滞在・移動を中止するとともに速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診してください。陽性の場合、濃厚接触者リストを管轄保健所に提供するなど、調査に御協力いただきます。

相手国内

日本国内

# レジデンストラック及び全ての国・地域からの新規入国措置 (10月1日から開始)の対象者について

## 本制度に申請可能な外国人

### ◆ 対象者

- ・当該対象国・地域に居住する者（当該対象国・地域の国籍保有者だけではなく、第三国国籍の方を含む）であって、日本と当該対象国・地域との間の航空便（直行便の他、経由する国・地域に入国・入域許可を受けて入国・入域しないことを条件に経由便も可。）を利用する者です。
- ・本スキームを利用可能な外国人は、下記①又は②に該当する新規査証申請者、及び、下記①に該当する再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国した方が対象です。

### ◆ 訪日目的

#### ①就労・長期滞在（以下のいずれかの在留資格に該当するもの）

「経営・管理」、「企業内転勤」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「高度専門職」、「技能実習」、「特定技能」、「特定活動」、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「興行」、「技能」、「文化活動」、「留学」、「研修」、「家族滞在」、「定住者」

※なお、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」については、在留資格認定証明書又は戸籍謄本等をお持ちであれば、誓約書がなくても査証申請していただけます。

#### ②短期商用

日本に出張して行う業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査、会議出席、文化交流、自治体交流、スポーツ交流等

※10月1日から、「レジデンストラック」については、ビジネス上必要な人材（「経営・管理」、「企業内転勤」等）に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とすることとなり、対象国・地域と交渉中です。

※なお、本スキームを利用しなくとも、再入国許可（みなし再入国許可を含む）をもって出国した在留資格保持者については再入国が現在認められています。

1. 制度の概要について

2. **必要書類について**

3. 企業・団体の皆様への要望事項等

# I 必要書類（邦人がビジネストラックを利用せず相手国・地域へ渡航する場合）

## 邦人が対象国・地域に渡航する際

✓ 必要書類・手続詳細は、下記のHPを御確認ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

→検査証明の詳細はスライドI-①へ

✓ 質問票→詳細はスライドI-②へ

# I-① レジデンストラックの対象国・地域に渡航する際に必要な検査証明について

	検査証明フォーマット	求められる検査手法	検査証明の条件	受診可能な医療機関	その他の留意事項
ベトナム	<p>○フォーマットの指定はありません ○在ベトナム日本大使館HPに使用可能なフォーマットを掲載していますので、ご参照ください <a href="https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a></p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英語又はベトナム語で記載</li> <li>必要事項：渡航者氏名、年齢（生年月日）、性別、国籍、パスポート番号、日本住居国での住所、ベトナムでの住所、医療機関検査施設名、検体採取日時、検査日、検査方法、検査結果、入国予定日</li> </ul>	<p>○Real-time PCR検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細は在ベトナム日本大使館HPをご覧ください <a href="https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a></li> </ul>	<p>○ベトナム入国の<b>3日から5日前の間に検査を受け発行されたもの（原本）</b></p>	<p>○在ベトナム日本大使館HPに掲載されている医療機関で受診してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細は、在ベトナム日本大使館HPを参照ください <a href="https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明書には、検査を受けた医療機関の有効な印鑑と署名が必要となります</li> <li>証明書の他に、医療申告（入国前24時間以内にオンラインで申告又は到着空港で紙で申告）を行うことを義務付けています</li> <li>詳細は以下のHPをご覧ください 医療申告URL <a href="https://tokhaiyte.vn/">https://tokhaiyte.vn/</a></li> </ul>
タイ	<p>○フォーマットの指定はありません</p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英語表記があることが条件となります</li> <li>RT-PCR検査の結果、新型コロナウイルスへの感染が確認されなかった旨の記載が必要です。</li> </ul>	<p>○RT-PCR検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細は駐日タイ大使館HPをご覧ください <a href="http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/">http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/</a></li> <li>※「お知らせ」の欄に、フライトごとに掲載</li> </ul>	<p>○<b>渡航前72時間以内に発行されたもの（原本）</b></p>	<p>○タイ政府指定の医療機関はありません</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。（登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。） <a href="https://www.meti.go.jp/pres/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/pres/2020/09/20200918006/20200918006.html</a></li> <li>駐日タイ大使館HPにおいても、PCR検査受診可能な医療機関リストが掲載されています <a href="http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/covidVISA/%E2%91%A2%E3%80%80Genesis%20Healthcare%20clinics%20h">http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/covidVISA/%E2%91%A2%E3%80%80Genesis%20Healthcare%20clinics%20h</a></li> </ul>	<p>○検査証明以外に、英文の搭乗可能健康証明書が必要となります (Fit to Fly又は Fit to Travel HealthCertificate)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む10万米ドルもしくは1,100万円以上の治療補償額の英文医療保険証も必要となります。</li> <li>詳細は駐日タイ大使館HPをご覧ください。 <a href="http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/">http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/</a></li> </ul>

# I-① レジデンストラックの対象国・地域に渡航する際に必要な検査証明について

	検査証明フォーマット	求められる検査手法	検査証明の条件	受診可能な医療機関	その他の留意事項
マレーシア  ※「必須」ではなく「推奨」	○フォーマットの指定はありません。  【条件】 ・英語又はマレー語で記載されていること ・医師の自筆のサインがあること	○RT-PCR検査 又は 抗原検査 (RTK-Ag)  ※なお、日本で実施されている「唾液」検体での検査結果はマレーシアは認められません。	○出国前3日以内取得されていること	○マレーシア政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。 (登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。) <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	○事前検査は「必須」ではなく「推奨」のため、証明無しでも入国が可能です。また、事前証明の有無に関わらず、入国時に検査の受検が必須です。
カンボジア	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記があることが条件となります	○RT-PCR検査  ※なお、日本で実施されている「唾液」検体での検査結果はカンボジアは認められません。  ・詳細は在カンボジア日本大使館HPをご覧ください <a href="https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000197.html">https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000197.html</a>	<b>○渡航前72時間以内に発行されたもの(原本)</b>	○カンボジア政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。(登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。) <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	現在、 <u>日カンボジア間の直行便は運休中</u> です
ラオス	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記があることが条件となります	○RT-PCR検査  ・詳細は在ラオス日本大使館HPをご覧ください <a href="https://www.la.emb-japan.go.jp/files/100089658.pdf">https://www.la.emb-japan.go.jp/files/100089658.pdf</a>	<b>○ラオス到着時間から起算して72時間以内に発行されたもの(原本)</b>	○ラオス政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。(登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。) <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	現在、 <u>ラオス出入国のための定期便は運行されておらず、陸路による入国も不可</u> の状況です。臨時便が運行されることがあり、その場合、日時等を在ラオス日本大使館の領事メールでお知らせし、同館HPに掲載します

# I-① レジデンストラックの対象国・地域に渡航する際に必要な検査証明について

	検査証明フォーマット	求められる検査手法	検査証明の条件	受診可能な医療機関	その他の留意事項
ミャンマー	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記があることが条件となります	○PCR検査  ※なお、日本で実施されている「唾液」検体での検査結果はミャンマーは認められません。	○ <b>渡航前72時間以内に発行されたもの（原本）</b>	○ミャンマー政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。（登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。） <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/2020091806.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/2020091806.html</a>	現在、ミャンマー政府は商用旅客機の着陸を禁止しており、陸路による出入国も禁止しています。在日ミャンマー人のための臨時便に、例外措置として同乗する以外は、ミャンマーへの渡航は極めて限定的な状況です。
台湾	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記 ・正確な氏名、出生年月日或いはパスポート番号 ・疾病名称（COVID-19或いはSARS-CoV-2） ・検査方法 ・判定結果	○PCR、Real-time PCR、RT-PCR、NAA、NAT或いはMolecular Diagnostics  ・詳細は日本台湾交流協会HPをご覧ください <a href="https://www.koryu.or.jp/tabid2169.html">https://www.koryu.or.jp/tabid2169.html</a>	○搭乗前3営業日以内の検体採取	○台湾当局指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。（登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。） <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	
ブルネイ	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記があることが条件となります	○RT-PCR検査  ※なお、日本で実施されている「唾液」検体での検査結果はブルネイでは認められず、鼻咽頭又は咽頭のぬぐい液のみが認められます。	○ <b>渡航前72時間以内に発行されたもの</b>	○ブルネイ政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。（登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。） <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/2020091806.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/2020091806.html</a>	検査証明以外に、入国トラベルパス、ブルネイでのホテル予約証明、政府指定アプリBruHealthのインストールの証明等が必要となります。詳細は駐日ブルネイ大使館HPをご覧ください。 <a href="http://www.bruemb.jp/visiting-brunei/">http://www.bruemb.jp/visiting-brunei/</a>

※シンガポール、韓国へレジデンストラックを利用し入国する場合は検査証明は不要です。

# I - ① TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）について

- 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）ではオンライン上で、新型コロナウイルス感染症の検査を受けることが可能な医療機関の検索・予約が可能です。渡航前の検査予約で御活用ください。
  - ✓ TeCOT御利用に当たってはこちらをご参照ください。  
(<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>)
  - ✓ TeCOTへのログインはこちら (<https://traveler.tecot.go.jp/>)

TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）  
Testing Center for Overseas Travelers



※正式登録申請随時募集中

## 新着情報

- 2020年10月8日 TeCOT（海外渡航者向け）の利用を開始しました。
- 2020年10月6日 TeCOTの海外渡航者向けの利用開始について。
- 2020年10月6日 韓国とのビジネストラック・レジデンストラックが始まりました。
- 2020年10月3日 TeCOT参加医療機関向け利用マニュアルを更新しました。
- 2020年9月30日 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）の運用開始について。
- 2020年9月30日 「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を更新しました。（※9月24日(木)までの登録申請分）
- 2020年9月18日 シンガポールとのビジネストラックが始まりました。
- 2020年9月18日 TeCOT専用ページ開設および登録簿公表について。

海外渡航者の  
皆様へ

医療機関の  
皆様へ

## TeCOTの利用についてのお問合せ先

TeCOTコールセンター

（受付時間：9:00～17:00）

ナビダイヤル：0570-039656

（IP電話等から：03-6830-8027）

E-Mail：[kaigaitokosien-toiawase@meti.go.jp](mailto:kaigaitokosien-toiawase@meti.go.jp)  
[tecot\\_jimukyoku@accenture.com](mailto:tecot_jimukyoku@accenture.com)

ビジネスで海外へ渡航される皆さまへ

+TeCOT

# 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT) を利用して 医療機関でのウイルス検査をかんたん予約！

TeCOT  
ってなに？

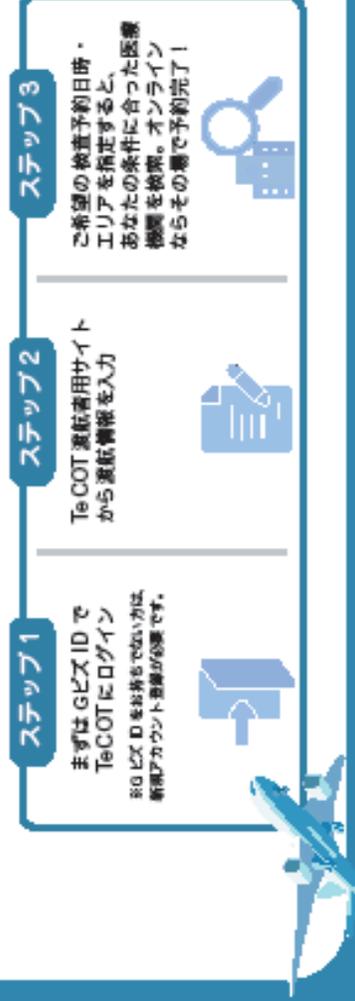
厚生労働省と経済産業省が運営するセンターです。  
新型コロナウイルス感染症の検査が可能な医療機関を検索・  
比較・スムーズにオンライン予約ができるサービスを提供しています

- 海外への入国時に新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の提出が必要な場合、TeCOTを利用して無償で国内の医療機関でウイルス検査予約ができます。
- 渡航先の国名や出発日などの情報を入力するだけで、あなたの条件に合った医療機関が見つかります。
- TeCOTの予約サービスは、当面はビジネス目的の渡航者に限りご利用いただけます。国籍による区別はなく、日本人・在留外国人の方にもご利用可能です。



TeCOT  
の使い方

ご利用はお手持ちのスマートフォン・パソコンから、かんたん  
3ステップ！医療機関の検索・比較・オンライン予約が  
24時間365日できます



ご利用は  
こちらから！



TeCOT  
海外渡航者用  
サイト

+TeCOT

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT)  
専用ページ (海外渡航者向け)

TeCOT

TeCOTコールセンター  
(受付時間: 9:00-17:00)  
東京都千代田区千代田: 0570-039656  
(JIP 電話番号: 03-6830-8027)  
医療機関千代田区千代田: 0570-028117  
(JIP 電話番号: 03-6830-8026)

[https://www.mt.go.jp/policy/investments/tecot/tokousha/tecot\\_kaigaitokousha.html](https://www.mt.go.jp/policy/investments/tecot/tokousha/tecot_kaigaitokousha.html)

## ご利用に際して、お読みください

### FAQ よくあるご質問と回答

**Q1. 日本人に対する各国・地域の入国制限措置とは、何でしょうか。**  
**A1.** 国、地域によっては、日本からの渡航者や日本人に対して入国禁止等の制限措置をとっています。詳細については、外務省海外安全ホームページをご確認下さい。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/history\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/history_world.html)

**Q2. 旅行目的で渡航する場合、オンライン検査予約システム (TeCOT) の利用は可能でしょうか。**

**A2.** ご利用できません。当面はビジネス目的の渡航者に限りご利用いただけます。

**Q3. ビジネスで海外へ渡航する場合、必ずオンライン検査予約システム (TeCOT) から検査予約をする必要があるのでしょうか。**

**A3.** TeCOTの利用は必須ではありませんが、TeCOTによりスムーズに検査予約をすることができます。

**Q4. オンライン検査予約システム (TeCOT) を利用する場合は、どのような事前準備が必要ですか。**

**A4.** ①インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォン・タブレット

② G Biz ID (ID / パスワード)

③ 国際線航空券情報

**Q5. G Biz ID とは何でしょうか。どうすれば取得できますか。**

**A5.** 複数の行政サービスを1つのアカウントにより利用することのできる認証システムで、政府が運用しているものです。G Biz ID には3種類 (gBizID エントリー、gBizID プライム、gBizID メンバー) あり、法人・個人事業主はどのIDでも本サービスを利用することができます。また、G Biz ID の取得・利用は無償であり、gBizID エントリーは即日発行が可能です。G Biz ID の取得方法は、以下リンク先のG Biz ID のHPをご参照下さい。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

**Q6. 検査予約は、どのような方法で申し込みますのでしょうか。**

**A6.** 電話予約又はオンライン予約にて、検査予約の申し込みが可能です。

**Q7. オンライン検査予約システム (TeCOT) の詳しい利用方法は、どこで確認できますか。**

**A7.** 経産省公式ホームページに、TeCOT 渡航者等向け利用マニュアルをご用意しております。

こちらをご参照下さい。

[https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/pdf/manual\\_kaigaitokousha.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/pdf/manual_kaigaitokousha.pdf)

### ⚠️ 注意事項

- 濃厚接触者と判断されたり、発熱がある等、新型コロナウイルスの感染の懸念がある場合の検査については、厚生労働省が公表する方針に則った対応をしてください。
- 渡航先国の検査要件・証明書の提示要件の最新情報については、ご自身で外務省のWebサイト・渡航先政府又は駐日在外公館のWebサイト等をご確認ください。
- TeCOTは渡航者等と参加医療機関との間の検査予約契約の締結について支援を行うサービスでありご予約時は各参加医療機関のキャンセルポリシーや予約時の注意事項をご自身でよくご確認ください。



海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT)  
専用ページ (海外渡航者向け)

TeCOT

[https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/tokousha/tecot\\_kaigaitokousha.html](https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/tokousha/tecot_kaigaitokousha.html)

TeCOTコールセンター

(受付時間: 9:00-17:00)

渡航者等ナビダイヤル: **0570-039656**

(IP電話等から: 03-6830-8027)

医療機関ナビダイヤル: **0570-028117**

(IP電話等から: 03-6830-8026)



## Ⅱ 必要書類（外国人がレジデンストラック又は全ての国・地域からの新規入国措置（10月1日から開始）を使って日本へ渡航する場合）

- ✓ 質問票（機内で記入、検疫で提出）⇒p.17
- ✓ 誓約書（受入企業・団体が作成・保管、検疫で写しを提出）⇒p.18
- ✓ 検査証明（検疫で提示、入国審査で提出） ※非入国拒否対象地域からの入国では不要⇒p.19
- ✓ スマートフォン⇒p.20~25
- ✓ 滞在期間をカバーする民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む）又は日本の公的医療保険に加入していることを示す書類⇒p.26

※上記のほか、通常の査証申請手続き時や渡航時に必要となる書類等についてもご用意ください

※査証申請手続き時の必要書類は、下記の外務省HPからご確認頂けます

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22\\_003381.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)

# II-① 質問票 (国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合)

## 質問票の記入例 ※機内で記入いただきます

## 健康フォローアップまでのイメージ

①該当する場合、Yと記入し、滞在地を○で囲みます。

②本人の情報を記入いただきます。

③受入企業・団体の住所、LINEの友達登録等を行う受入責任者の電話番号、受入責任者のメールアドレスを記入していただきます。

④本人の健康状態等について記入いただきます。

⑤本人の宿泊・滞在先を記入いただきます。



※質問票の見本は右に掲載されております。 <https://www.forth.go.jp/news/20201101.html>  
 (検疫へは、機内で配布され記入したものを提出ください。)



## II-② 検査証明 (※非入国拒否対象地域からの入国・再入国では不要)

COVID-19に関する検査証明  
Certificate of Testing for COVID-19

Date of issue \_\_\_\_\_  
交付年月日

氏名 \_\_\_\_\_ パスポート番号 \_\_\_\_\_  
Name \_\_\_\_\_ Passport No. \_\_\_\_\_  
国籍 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_  
Nationality \_\_\_\_\_ Date of Birth \_\_\_\_\_ Sex \_\_\_\_\_

上記の者の COVID-19 に関する検査を行った結果、その結果は下記のとおりである。  
よって、この証明を交付する。  
This is to certify the following results which have been confirmed by testing  
for COVID-19 conducted with the sample taken from the above-mentioned person.

採取検体 Sample (下記いずれかをチ ェック/Check one of the boxes below)	検査法 Testing for COVID-19 (下記いずれかをチ ェック/Check one of the boxes below)	結果 Result	①決定年月日 ②検体採取日時 Result Date Sampling Date and Time	備考 Remarks
<input type="checkbox"/> 鼻咽喉のぐい液 Nasopharyngeal Swab	<input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (real time RT-PCR 法) nucleic acid amplification test (real time RT-PCR 法)		① ②	
<input type="checkbox"/> 唾液 Saliva	<input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (LAMP 法) nucleic acid amplification test (LAMP) <input type="checkbox"/> 抗原定量検査 antigen test (CLEIA)			

医療機関名 Medical institution \_\_\_\_\_  
住所 Address of the institution \_\_\_\_\_  
医師名 Signature by doctor \_\_\_\_\_

An imprint of  
a seal 印影

- 検査証明の様式は、原則として所定のフォーマット (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100090266.docx>) を使用し、現地医療機関に記入及び署名 (又は印影) を求めてください。
- 当該フォーマットに対応する医療機関がない場合には、任意の様式の提出も可としますが、検疫及び入国審査に時間がかかることがありますので御了承ください。
- なお、任意の様式は、(1) 人定事項 (氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別)、(2) COVID-19の検査証明内容 (検査手法 (上記フォーマットに記載されている採取検体及び検査法に限る)、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日)、(3) 医療機関等の情報 (医療機関名 (又は医師名)、医療機関住所、医療機関印影 (又は医師の署名)) の全項目が英語で記載されたものに限ります。

## Ⅱ-③ アプリのインストールについて（※非入国拒否対象地域からの入国者は推奨）

- 空港での検疫・入国審査時に、接触確認アプリのインストール等を確認させていただきます
- スマートフォンは受け入れ企業等から貸与いただいても問題ありません

### ① LINE



#### □ 目的

入国後14日間の健康状態の報告

#### □ 使用方法

- ①専用のQRコードから厚生労働省の公式アカウントを友達追加
- ②厚労省公式アカウントから、健康状態確認メッセージを送付
- ③LINEで返答

#### □ 注意点

- ・国内電話番号でない携帯電話（海外SIM）、日本語以外の言語には対応していません。
- ・入国者が国内電話番号の携帯電話を持っていて、かつ日本語を理解できる場合を除き、受入企業・団体の担当者がアプリをインストール、設定の上、入国者から健康状態を聞き取って報告してください。
- ・その場合、機内で入国者に記載いただく「質問票」には、受入企業・団体の住所、LINEアプリの設定が完了した担当者の電話番号・メールアドレスを記載するよう、事前に必ず伝えてください。（P16参照）

### ② COCOA



#### □ 目的

感染者との接触情報の確認

※新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。

#### □ 使用方法

- ①アプリをインストール
- ②利用規約等に同意
- ③Bluetooth、接触ログの記録を有効化

### ③ 位置情報の保存

#### □ 目的

位置情報の把握

※入国後14日以内に陽性となった場合、保存された位置情報を保健所に提示いただきます

#### □ 使用方法

- Googleマップを「ロケーション履歴がオン」に設定  
又は
  - iPhoneの「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているか確認
- ※詳細の設定方法はp.22,23をご覧ください

#### <注意点>

- 空港での検疫および入国審査時にアプリのインストール・位置情報の保存の有無を対象者の申告等により確認します。誓約違反が判明した際は、受入企業・団体名の公表、本措置の利用停止等の措置をとることがあります。

## After your arrival to Japan

### Handing over this document to your host company in Japan

## LINEを活用した健康フォローアップのお願い (受け入れ企業の皆様へ)

ビジネス目的での往来再開の枠組みを活用して入国・帰国される方には、入国後14日間、LINEアプリを活用した毎日の健康状態の報告をお願いしています。

別紙の通り、**国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方が入国される場合には本人のスマートフォンに、国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方が入国される場合には企業の受入責任者のスマートフォンに、それぞれLINEアプリをインストール・友だち登録等を行っていただいた上で、健康状態の報告をいただくこととなります。**

ビジネストラック活用企業の皆様におかれましては、上記の仕組みと流れを御理解いただき、入国者本人に対しても御説明をお願いいたします。

## ①本人または受入責任者のスマートフォンの設定

### STEP1

このQRコードを読み取る



### STEP2

友だち追加と設定



### STEP3

後日、LINEに届くアンケートへ回答



<通知メッセージの受信設定>



## ② 具体的な確認方法

- ・ LINE公式アカウントより、本人のスマートフォン（国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方の場合）又は企業の受入責任者のスマートフォン（国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合）宛てに、健康状態の確認のメッセージをお送りします。  
※ 企業の受入責任者の方からの報告の場合、担当する入国者全員分をまとめて報告してください（例えば、1人でも37.5度以上の発熱のある入国者がいれば、「発熱あり」と回答）。
- ・ 万が一、入国後初回の連絡でLINEアプリでの連絡が取れなかった場合は、お電話により、自動音声で健康状態をお伺いします。

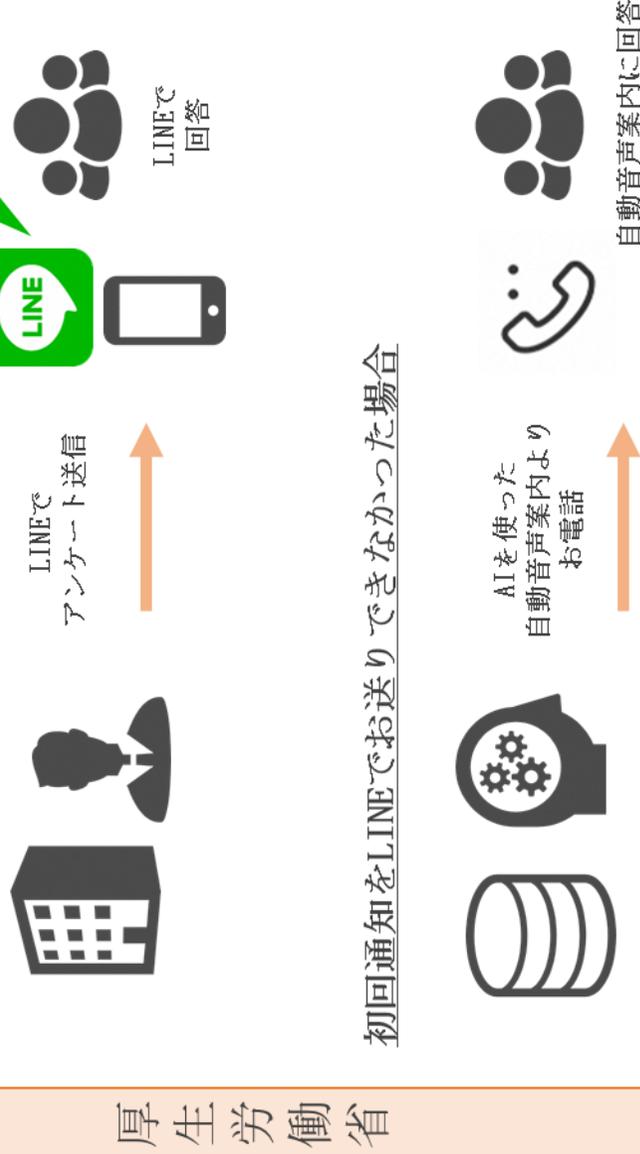
### 【質問項目】

- ・ 37.5度以上の発熱があるか
- ・ せき、のどの痛み、強いだるさ等があるか

※この質問では、クレジットカード番号や金銭の授受に関する質問は一切行いません。厚生労働省を装った詐欺にご注意ください。

## LINEで10秒、かんたん回答

LINEアプリによる健康状態確認（原則）



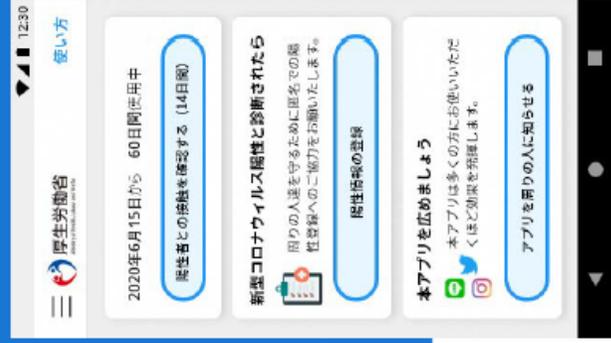
初回通知をLINEでお送りできなかった場合

- ※LINEで友だち登録いただいても、以下のケースに該当する方は電話でのサポートが実施されますのでご注意ください。
- ・ 一部の方には初回のPUSHメッセージを受け取った後に、LINEに登録されている電話番号へSMSによる認証を行います。SMSが受け取れない方、SMSを受け取った後に認証を実施されなかった方。
- ・ PUSHメッセージを受け取った後、翌日9:00までにアンケートにご回答いただけなかった方。

自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

# 厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ (略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



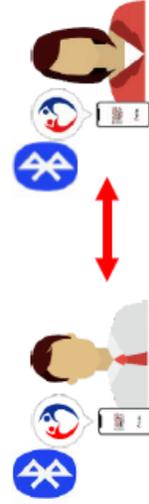
\* 画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の  
感染者と接触した可能性について、通知を受け取  
ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォン近接通信機能（Bluetoothス）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中で管理し、外にはなりません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中で接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



# グーグルマップ 位置情報設定方法

## STEP1

Androidスマートフォンまたはタブレットで、「Googleマップアプリ」を開きます。



## STEP2

「プロフィール写真」または「イニシャルアカウントサークルアイコン」をタップします。



## STEP3

「タイムライン」アイコンをタップします。



## STEP4

その他アイコンをタップし、「設定とプライバシー」をタップする。



## STEP5

「現在地がON」になっていることを確認します。オンになっていない場合は、「現在地がOFF」をタップし、現在地をONにします。



## STEP6

「ロケーション履歴がオン」になっていることを確認します。オンになっていない場合は、「ロケーション履歴がOFF」をタップし、ロケーション履歴をONにします。



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。

# iPhone 「利用頻度の高い場所」 設定確認方法

STEP1  
ホーム画面で、「設定」をタップ



STEP2  
「設定」画面から「プライバシー」をタップ



STEP3  
「位置情報サービス」をタップ



STEP4  
「システムサービス」をタップ



STEP5  
「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているかを確認する



参考  
「位置情報サービスとプライバシーについて」



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。  
※利用頻度の高い場所は、Appleが読み取ることができません。詳しくは、「利用頻度の高い場所」設定画面に記載の「位置情報サービスとプライバシーについて」をご覧ください。

## II-④ 保険加入

- 本邦入国時に、滞在期間をカバーする民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）又は日本の公的医療保険に加入する必要があります。

### ● 趣旨

入国後、無保険状態で不慮の病気・事故により、本人に高額な医療費負担が生じることは、本人にとっても医療機関にとっても大きなリスクとなるため、入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入していることを必須とするものです。※新型コロナウイルス感染症の治療費を補償することが目的ではありません。

### ● 加入すべき保険の種類

#### <民間医療保険>

入国者が加入しているクレジットカードに付帯しているもの、出国前に旅行代理店経由で加入するもの等、様々なものがあります。そのほか、日本政府観光局のホームページや、在外公館・上陸審査場で案内している旅行保険の活用も考えられます。（日本政府観光局HP：[https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/ov\\_travel\\_insurance.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/ov_travel_insurance.html)）

#### <公的医療保険>

健康保険や国民健康保険などがあります。（入国時点で日本の公的医療保険に加入している場合は、民間医療保険への加入は不要です。）

### ● よくある質問

Q： 保険への加入は、本邦への入国後でも構わないのでしょうか。

A： 入国前に加入いただくことが前提ですが、やむを得ない事情がある場合、空港内など本邦到着直後に加入してください。

Q： 保険への加入手続きのために外出する場合、「14日間の自宅等待機」義務に違反することになるのでしょうか。

A： 外出を要することにならないよう、出国前やオンラインでの加入をお願いします。

Q： 保険への加入を証明する書類の提出は必要でしょうか。必要な場合、どのような書類を用意すればよいのでしょうか。

A： 保険証券等を確認させていただくことがあります。また、事後的に入国時（または入国直後）に未加入であったことが発覚した場合には、「誓約書」違反となり、受け入れ企業・団体名の公表、本措置の利用禁止等の措置をとることがあります。

1. 制度の概要について

2. 必要書類について

**3. 企業・団体の皆様への要望事項等**

## 留意事項

- 新型コロナウイルス感染症の全世界的な流行が続いている中、例外的に行われる措置であることに鑑み、企業・団体の皆様には特に次の点について御理解、御協力をお願いします。
- 本措置については、例外的に出入国が認められた邦人帰国者、外国人入国者に対する必要な防疫上の措置について**受入企業・団体が責任を持つ制度**であることを御理解ください。その一環として、対象者本人か受入企業・団体に、LINEアプリによる健康状態の確認にご協力いただく他、対象者本人が接触確認アプリ・地図アプリを導入したスマートフォンを保有し、逐次位置情報を記録いただくことも求められます。また、対象者が持参すべき必要書類については、入国時の問題を避けるためにも、企業・団体に適切に指導・管理をお願いします。**誓約違反等が起こった場合は、当該企業・団体名が公表される他、本件措置の利用が今後認められない可能性があります。**

# 関係省庁の問い合わせ先等

- よくある問い合わせ <https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html#faq01>
- 本邦入国時の空港での入国審査について  
法務省出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課  
電話：03-3580-4111（内線4446・4447）

本邦入国のための査証関連の手続きについて（対象国・地域への渡航のための査証関連のお問い合わせは各国・地域の在京大使館等にお問い合わせください。）

外務省 領事局 政策課

電話：03-3580-3311（内線4475）

外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション(ビザ申請に関する相談)

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）

（注）一部のIP電話からは、03-5363-3013

- 各種防疫措置（14日間待機、公共交通機関不使用、接触確認アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存）や民間の医療保険の加入に関するお問合せは、下記の連絡先にご連絡ください。

厚生労働省の電話相談窓口

電話：0120-565653

各種防疫措置（健康フォローアップ、空港検疫における検査等）について

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室

電話：03-5253-1111（内線2468）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

- 外国人技能実習制度について（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に係る手続きを除く）  
※ 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関連した外国人技能実習制度についてのよくあるご質問については、外国人技能実習機構のHP（<https://www.otit.go.jp/CoV2/>）に掲載されている「技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問」をご確認ください。
- 企業からの一般的なご相談について（防疫措置や手続きの詳細運用、技能実習、特定技能に関する詳細運用等を除く）  
経済産業省 水際対策担当  
電話：03-3501-1511（内線2944）（受付時間 9時30分～18時15分）
- 航空便について  
国土交通省 航空局 危機管理室  
電話：03-5253-8700